

第四次海南市子ども読書活動推進計画

令和8年3月 海南市教育委員会

【 目 次 】

はじめに	1
第一章 第四次海南市子ども読書活動推進計画の基本的な考え方	2
1 計画改定の目的	2
2 計画の背景（国・県の状況）	2
3 計画の基本方針	3
4 計画の期間	3
5 計画の対象	3
第二章 第三次計画期間における取組による成果と課題（令和3年度～令和7年度）	4
1 家庭における子どもの読書活動	4
(1) 「はじめてえほん」事業	4
2 地域における子どもの読書活動	4
(1) 保護者や地域のボランティアによる読み聞かせ活動の推進	4
(2) 図書館における子どもの読書活動を支える蔵書構成	4
(3) 図書館イベント等の取組	5
3 学校等における子どもの読書活動	6
(1) 保育所（園）・こども園・幼稚園	6
(2) 小・中学校	6
4 子どもの読書活動を推進するための環境整備・充実	8
(1) 海南 nobinos の開館	8
(2) 貸出図書記録サービスの導入	8
5 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及	9
第三章 第四次計画における子どもの読書活動推進のための方策	10
1 家庭における子どもの読書活動の推進	10
(1) 家庭の役割	10
(2) 具体的な取組	10
2 地域等における子どもの読書活動の推進	10
(1) 図書館等の役割	10
(2) 具体的な取組	10
3 学校等における子どもの読書活動の推進	11
(1) 保育所（園）・こども園・幼稚園	11
(2) 小・中学校	12
4 子どもの読書活動を推進するための環境整備・充実	12
(1) 下津図書館・海南nobinosの整備・充実	12
(2) 図書室等の整備・充実	13
5 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及	14
【資料】	15
(資料1)	15
(資料2)	17

はじめに

「子どもの読書活動の推進に関する法律」において、「子どもの読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものである」とされています。

発達段階や特性に応じて、子どもたちが本と出会い、読書を楽しむためには、周囲の大人が子どもの読書活動の意義を理解し、成長過程のあらゆる場面で子どもが物語にふれ、気軽に本を手にとることができるような環境づくりに取り組むことが重要です。

本市では、令和3年3月に策定した「第三次海南市子供読書活動推進計画」を基に、家庭、地域、市立図書館、学校等が連携・協働し、子どもの読書活動を推進してきましたが、子どもを取り巻く生活環境の変化や価値観が多様化する中、それに応じた読書の活動を推進し、子どもたちがたくさんのお本に出会い、大人になってからも読書を楽しみ、次の世代の子どもたちに本を読む楽しさをつないでいくことをめざして、本計画に沿って取組を進めてまいります。

令和8年3月
海南市教育委員会

第一章 第四次海南市子ども読書活動推進計画の基本的な考え方

1 計画改定の目的

子どもの読書活動は、「子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの（子どもの読書活動の推進に関する法律第二条）」であり、社会全体でその推進を図っていく必要があります。

しかし、スマートフォンの普及やそれを活用した SNS（ソーシャルネットワークサービス）等コミュニケーションツールの多様化、様々な映像・情報メディアの発達によって、子どもたちを取り巻く生活環境は急激に変化し続けており、子どもたちの読書離れは依然として高い状況にあります。

このような社会的傾向の中、本市では令和3年度からおおむね5年間を計画期間とする「第三次海南市子供読書活動推進計画」を策定し、子どもの読書活動の推進に努めてきました。

今回の「第四次海南市子ども読書活動推進計画」は、下津図書館及び海南 nobinos における取組だけでなく、家庭・地域・学校等が連携し、社会全体で読書活動に主体的に取り組むことができる環境づくりを進めるため、改定するものです。

2 計画の背景（国・県の状況）

国においては、平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が成立し、全ての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動ができるよう、環境の整備を積極的に推進することを基本理念とする最初の基本計画（「第一次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」）が平成14年8月に策定されました。平成20年3月には、第一次基本計画策定後の社会情勢や子どもの読書活動を取り巻く状況の変化等を踏まえた第二次計画、平成25年5月には第三次計画、平成30年4月には第四次計画、令和5年3月には第五次計画が策定されました。また、令和元年6月に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」が成立し、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」（通称：読書バリアフリー基本計画）が令和2年7月に策定されました。

さらに、平成29年3月に告示された新学習指導要領では、「学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、児童の主体的・自発的な学習活動や読書活動を充実すること、また、地域の図書館や博物館、美術館、劇場、音楽堂等の施設の活用を積極的に図り、資料を活用した情報収集や鑑賞等の学習活動を充実すること」となっており、学校図書館並びに地域の図書館等の積極的な活用が重視されています。

和歌山県では、平成16年3月に「和歌山県子ども読書活動推進計画」（第一次計画）が策

定され、平成 21 年 3 月に第二次計画、平成 26 年 3 月に第三次計画、平成 31 年 3 月に第四次計画、令和 6 年 8 月には「和歌山県こどもの読書活動推進計画」と改名された第五次計画が策定されています。また、令和 5 年 4 月に「和歌山県読書バリアフリー推進計画」が施行されています。

3 計画の基本方針

「第四次海南市子ども読書活動推進計画」は「第三次海南市子供読書活動推進計画」を踏まえ、子どもが自ら読書に親しみ、読書習慣を身に付けていけるよう、子どもの興味・関心を尊重しながら自主的な読書活動を推進することを目的として、次の 3 点を基本方針として引き続き取り組みます。

(1) 家庭・地域・学校を通じた社会全体における読書活動の推進

子どもが読書に親しみ、進んで読書習慣を身に付けていけるよう、子どもの興味・関心を尊重しながら、自主的な読書活動を推進しなければなりません。

そのためには、家庭・地域・学校・図書館等が密接に連携し、相互に協力することが必要です。それぞれが担うべき役割を十分に果たし、子どもの成長に合わせた読書活動ができるよう、社会全体で取り組んでいきます。

(2) 子どもの読書活動を支える環境の整備・充実

子どもの自主的な読書活動の推進を図るため、家庭・地域・学校・図書館等において子どもが読書に親しむ機会の提供に努めるとともに、図書館等の資料や施設等の環境の整備・充実に取り組みます。

(3) 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

子どもが自主的な読書習慣を身に付けていくためには、身近な大人が読書活動に理解と関心を持つことが重要です。子どもの読書活動の意義や重要性について理解・関心を高めるよう、普及啓発活動を促進します。

4 計画の期間

計画の期間は、令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 年間とします。

5 計画の対象

計画の対象は、おおむね 18 歳以下の子どもとします。

第二章 第三次計画期間における取組による成果と課題（令和3年度～令和7年度）

1 家庭における子どもの読書活動

(1) 「はじめてえほん」事業

平成26年から4か月児健康診査で、図書館司書が選定した「おすすめ赤ちゃん絵本・海南市図書館からのご案内」を配布しておりますが、令和5年からは「出張図書館」として健康診査時に図書館職員が出向き、保護者に対して絵本の読み聞かせを推奨、絵本の大切さを説明しています。また、図書館へ気軽に足を運んでいただけるよう、図書館の利用券をその場で発行するサービスを実施しています。

子育て中の保護者も読書を楽しむ時間を持ち、子どもと一緒に読書を楽しむ等、読書習慣の定着のため、引き続き、図書館利用の促進に努める必要があります。



「出張図書館」



「おすすめ赤ちゃん絵本・海南市図書館からのご案内」

2 地域における子どもの読書活動

(1) 保護者や地域のボランティアによる読み聞かせ活動の推進

下津図書館において、毎月第2土曜日に地域の読み聞かせボランティアグループによる定期的な「よみかたり会」等のイベントの開催、また、中学生ボランティアによる「おはなし会」等の交流活動も実施しています。

海南 nobinos において、毎月第1土曜日に地域の読み聞かせボランティアグループによる定期的な「読み聞かせ会」、「あかちゃんのためのよみがたり」のイベントを開催しています。読み聞かせを通して、子どもたちの本への関心が高まっています。

(2) 図書館における子どもの読書活動を支える蔵書構成

子ども向けの蔵書数については、海南 nobinos が開館した令和2年6月1日時点では、下津図書館／39,241冊、海南 nobinos／79,815冊と、合わせて119,056冊であったのに対し、令和7年3月末時点で下津図書館／44,824冊、海南 nobinos／88,569冊と、合わせて133,393冊であり、約12%増加しています。これにより、子どもが読みたい本を選択する幅を広げ、きめ細かなレファレンスサービス⁽¹⁾に対応することが可能となっています。

⁽¹⁾ レファレンスサービス… 利用者の相談に応じて必要とする資料や情報を提供し、学習や調査・研究の支援を行うサービス。

(3) 図書館イベント等の取組

下津図書館では、「本を借りる」、「イベントに参加する」等の利用を通じてポイントを貯め、規定のポイントに達した子どもへ景品を贈る図書館ポイントラリー⁽²⁾を実施し、図書館の利用促進を図っています。

また、幼少期から図書館に慣れ親しんでもらうことを目的として、赤ちゃんタイム⁽³⁾の設定、おはなし会や、遊び心を取り入れたおすすめ本の貸出イベント⁽⁴⁾、映画会、工作教室等も実施しているほか、幼稚園、小・中学校、学童保育施設等への団体貸出配送サービス⁽⁵⁾の実施等により、読書活動の推進を図っています。

海南 nobinos でも、おはなし会や絵本とオペラ音楽が融合したイベント、紙芝居の普及イベント等、図書館の利用促進を図り、子どもたちに本に親しんでもらうイベントを実施しています。また、出張図書館として本を積載した移動図書館車「かいなんノビノス号」でこども食堂等へ出向き、絵本の読み聞かせや本の貸出を実施する等読書の機会を広げ、読書活動の推進を図っています。



よみきかせの様子



遊び心を取り入れたおすすめ本の貸出イベント

⁽²⁾ 図書館ポイントラリー… 本を借りたりイベントに参加してポイントをためると、景品を進呈。

⁽³⁾ 赤ちゃんタイム… よみきかせの声やお子様の声が館内に響いてしまっても、他の方にご理解いただけるよう設定する優遇時間。

⁽⁴⁾ 遊び心を取り入れたおすすめ本の貸出イベント…事例：Book+cafe、本×人、推し本釣り等。

⁽⁵⁾ 団体貸出配送サービス… 子どもと本を結ぶ活動を行っている団体・施設に対し、児童書を中心とした図書を集配するサービス。

3 学校等における子どもの読書活動

(1) 保育所(園)・こども園・幼稚園

ア 日課の中での絵本にかかわる時間の確保

季節や行事に合わせて先生が絵本を選び、保育の時間や降園前の時間等を活用して子どもの年齢に合わせた読み聞かせを行い、本の楽しさを体感する活動を大切にしています。園の蔵書が不足する場合は、市の図書館で団体貸出を利用しています。

イ 保護者に対する読み聞かせの啓発

定期的に子どもたちが絵本を選んで持って帰ることで、保護者に読み聞かせを啓発しています。また、園だよりを通じて、読み聞かせの楽しさ、大切さを知ってもらうよう努めました。更に、保護者だけでなく、ボランティアや市の図書館職員による読み聞かせを保育に取り入れる等しています。

(2) 小・中学校

ア 読書活動の推進及び読み聞かせ活動・読む活動の充実

学校において、授業の前等に児童生徒と先生が読書をする時間を設けられるように努めています。落ち着いた雰囲気の中で本を読むような時間を確保しています。また、集会等で、先生や図書委員会のおすすめの本を紹介したり、絵本の読み聞かせを実施しているほか、様々な教科において、文章や資料を読んだり調べたりする活動を大切にしています。

また、学校ごとの工夫も見られ、学校司書や担当教諭等が連携し、図書室での本の借り方や分類について説明するオリエンテーションの実施、ブックトーク⁽⁶⁾やビブリオバトル⁽⁷⁾等の読書集会の実施、図書委員会活動との関連付け等、様々な活動が行われています。

⁽⁶⁾ ブックトーク… 特定のテーマのもとに、数冊の本をあらすじや著者紹介等を含めて紹介すること。

⁽⁷⁾ ビブリオバトル… バトラー（発表者）同士で自分の気に入った本を持ち寄り、その本を紹介し合う。オーディエンス（観戦者）の投票によって一番読みたい本（チャンプ本）を決める。

イ 図書ボランティア・学校司書による校内読書環境の整備

保護者や地域の方々が、図書ボランティアとして学校の読書活動を支援しています。具体的には、破損した図書の修理や、新しい図書の装備、図書室を明るく飾り付ける等の環境整備を行っています。読書活動の支援が活発な学校では子どもの読書への関心が高くなっていることから、こうした取組の更なる展開が必要です。



オリエンテーション時の資料の活用



ボランティアによる支援

また、市内全ての学校において、学校司書による巡回を行うことで、小中学校の校種間の系統性を持たせ、情報共有を図っています。加えて、各校の実態に応じつつ、市の図書館の分類に合わせてラベルの貼り替えや配架の見直しを行い、児童生徒が目的の本を見つけやすいよう案内図や見出し等を工夫し、快適な環境作りにも努めています。



季節の本コーナー



配架の見出しの工夫



配架の見出しの工夫

4 子どもの読書活動を推進するための環境整備・充実

(1) 海南 nobinos の開館

海南 nobinos は中心市街地の賑わいの創出を目的とした、図書館とホールや会議室等の貸館機能、常設の有料託児室や無料の乳幼児向け遊び場、広場等を備えた複合施設であり、館内にはスターバックスコーヒーも出店し、静かに本を読む場所という従来の図書館のイメージとは大きく異なる“賑わいの図書館”として、令和2年6月1日に開館しました。子どもの読書活動を推進するためには、子ども自身はもちろん、身近な大人である保護者や家庭・地域等社会全体で読書に親しみ、楽しめる環境を構築することが重要であり、海南 nobinos は、手に取れる冊数としては5万冊の絵本を開架し、児童書、一般書、マンガ等親しみやすい図書を中心に揃えています。ぶつかっても怪我をしないクッション性の高い書架や、押し入れのような閲覧席、寝転んで本を読める読書の森や遊具等、遊びながら本に触れ、好奇心を高める工夫を随所に施しています。

開館後、非常に多くの方に来館頂き、令和7年5月25日には来館者数累計300万人を達成しました。子どもたちが本に親しむきっかけとなる工夫を凝らしながら、今後も運営していきます。



(2) 貸出図書記録サービスの導入

図書館利用の促進のため、利用者が借りた図書の履歴を記録するサービスを提供します。

本サービスの利用により提供する図書の貸出履歴は、子どもへの読み聞かせの記録としても活用することができます。

本サービスは、令和2年10月より「読書通帳⁽⁸⁾」として開始し、令和8年3月より、「読書記録をシールに印刷する方式⁽⁹⁾」に変更しました。

⁽⁸⁾ 読書通帳… 図書の貸出履歴を記録しておく手帳等の総称。導入した読書通帳は、専用の読書通帳機に挿入することで貸出履歴（貸出日、図書タイトル、作者名）が自動で印字される。

⁽⁹⁾ 読書記録をシールに印刷する方式…

図書の貸出履歴をシールで出力し、自身の手帳等に貼付して記録する。

読書通帳の記録事項に対し、出版者、ページ数、ISBN、貸出館の情報を追加した。

5 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

図書館におけるイベント等は毎月の市報に情報を掲載するほか、本市のメール配信サービスにおける情報発信や、図書館だより・ポスター・ちらし等を発行し、保育所(園)・こども園・幼稚園・小学校等に掲示、家庭への配布を依頼することにより、イベント等への参加を促しています。

これに加え、下津図書館と海南 nobinos におけるイベント等のプレスリリース⁽¹⁰⁾を行っています。また、Instagram や X 等 SNS を活用した広報活動も行っています。

今後においても、図書館利用の更なる促進及び子どもの読書活動の更なる活性化に向け、下津図書館・海南 nobinos の様々な取組やイベントについて、より積極的な広報活動が必要であると考えます。

⁽¹⁰⁾ プレスリリース…

報道機関がニュースや記事の素材として使用してくれることを目的に、情報の提供を行うこと。

第三章 第四次計画における子どもの読書活動推進のための方策

1 家庭における子どもの読書活動の推進

(1) 家庭の役割

子どもの読書習慣は日常の生活を通して形成されるものであり、読書が生活の中に位置づけられ継続して行われるよう、保護者が配慮・率先して子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たしていくことが必要となります。

このため、家庭においては、読み聞かせをしたり、子どもと触れ合いながら一緒に本を読んだり、図書館に出かけたりする等、工夫して子どもが読書に親しむきっかけを作ることが重要となります。また、定期的に読書の時間を設ける等して家族で読書の習慣づけを図ったり、身近な大人が読書する姿勢を見せたり、読書を通じて家族で感じたことや考えたことを話し合ったりする等、読書に対する興味や関心を引き出すように子どもに働きかけることが望まれます。

(2) 具体的な取組

- ・「はじめてえほん」事業として、乳幼児健診時に保護者に対して絵本の大切さを説明し、読み聞かせを推奨、読み聞かせのコツ等をアドバイスします。啓発チラシや「図書館利用案内」に加え、図書館の利用者登録申込書等を配布する等、図書館利用の促進に努めるとともに、子どもの図書に触れる機会の創出に努めます。

2 地域等における子どもの読書活動の推進

(1) 図書館等の役割

子どもにとって図書館は、その豊富な蔵書の中から読みたい本を自由に選択し、読書の楽しみを知ることができる場所です。また、保護者にとっても、子どもに読ませたい本を選択したり、子どもの読書について司書に相談したりすることができる場所となります。

図書館では、子どもやその保護者を対象とした読み聞かせ会を実施するほか、多様なボランティア活動の機会や場所の提供、それらの活動を円滑に行うための研修を行う等、地域における子どもの読書活動を推進する上で重要な役割を担っています。

また、障害のある子どもたちが豊かな読書活動を体験できるよう、障害の状態に応じた選書や環境の工夫、ボランティアによる読書支援等、読書活動を図ります。

(2) 具体的な取組

- ・図書館職員及び読み聞かせボランティア等の協力による定期的なおはなし会を継続して行うとともに、子どもたちが本に興味をもってもらえるような季節・行事に合わせた本の展示やイベント等を開催し、図書館利用を促進します。

- ・対象年齢別、テーマ別のブックリスト等を作成するとともに、子どもたちや保護者からの読書相談に応じます。
- ・読み聞かせボランティアの養成、活動場所の提供等の活動支援を行います。
- ・小学生の図書館見学、中学生の職場体験学習、中学生の読み聞かせボランティアを受け入れます。
- ・地区公民館、児童館との連携・協力により、図書館で選書した子ども向け図書を一定期間公民館等に団体貸出することで、多様な本と出会う機会の創出に努めます。
- ・障害のある子どもたちのために、点字図書やさわる絵本⁽¹¹⁾等、多様な資料の充実を図ります。
- ・海南市の文化財をふるさとの遺産として子どもたちに知ってもらい、また、地域の文化財に親しみをもってもらうため、郷土資料の団体貸出のみならず、常設コーナーの設置、写真展示、子ども向けの資料を作成する等、郷土の文化財の普及に努めます。

3 学校等における子どもの読書活動の推進

(1) 保育所(園)・こども園・幼稚園

ア 保育所(園)・こども園・幼稚園の役割

乳幼児期に読書の楽しさを知ることができるよう、絵本や物語に親しむ活動を積極的に行うことが期待されています。あわせて、未就園児を対象とした子育て支援活動の中でも、読み聞かせ等を推進するとともに、保護者に対し、読み聞かせ等の大切さや意義を広く普及することが求められます。また、異年齢交流において、小・中学校の児童生徒が乳幼児に読み聞かせを行う等、子どもが絵本や物語に触れる機会が多様となるような工夫が求められています。

イ 具体的な取組

- ・図書館からの団体貸出等を活用したり、図書館職員による読み聞かせを実施する等、多様な本と出会う機会の創出に努めます。
- ・読み聞かせボランティアの協力を得て、本に親しむ活動を継続して実施します。
- ・保護者等に対し、読み聞かせの大切さ等読書推進を啓発します。

⁽¹¹⁾ さわる絵本… 指でさわって読むための絵本。描かれている絵に様々な素材を貼り付ける等して、絵をさわって分かるようにしたもの。

(2) 小・中学校

ア 小・中学校の役割

子どもの読書習慣を形成していく上で、学校はかけがえのない大きな役割を担っています。学校教育法においても、目標の一つとして「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」と規定されており、子どもが自由に読書を楽しみ、読書の幅を広げていくことができるような環境を整備し、適切な支援を行うことが求められています。

イ 具体的な取組

- ・「ビブリオバトル」等による読書活動を促進し、読書習慣の確立に努めます。
- ・市の図書館からの小・中学校、学童保育施設等への団体貸出を活用し、多様な本と出会う機会を創ることに努めます。
- ・図書室の環境整備をはじめ、図書室以外の場所にも推薦図書のコーナーを設置する等、子どもたちが読書しやすい環境の整備を進めます。
- ・「おみくじ」「読書でビンゴ!」「スタンプラリー」等、読書推進につながるイベント等を企画し、子どもの読書意欲が高まるように努めます。
- ・市の図書館職員の指導のもと、学校司書及びボランティアの本の装備や補修の技術向上に努めます。
- ・研修として、市の図書館職員と学校司書が集まる機会を設け、市の図書館職員は、学校司書からの図書の分類、読書推進につながるイベント企画の相談等に応じたアドバイスをすることで、学校図書室の読書活動の充実を図ります。
- ・学校の新規購入図書の校種別リストを市の図書館職員が学校司書と連携して作成し、子どもたちのニーズや実態にあった図書の選書ができるように努めます。
- ・図書のデータベース化⁽¹²⁾を進めていきます。
- ・保護者等に対し、読書推進を啓発します。

4 子どもの読書活動を推進するための環境整備・充実

(1) 下津図書館・海南 nobinos の整備・充実

子どもの読書活動を推進するためには、子ども自身はもちろん、身近な大人である保護者や家庭・地域等社会全体で読書に親しみ、なにより、読書を楽しめる環境を構築することが非常に重要となってきます。

下津図書館においては、乳幼児を連れ、気軽に親子で参加できる時間帯「赤ちゃんタイム」を設定し、図書館利用の敷居を低くする取り組みを行うとともに、学校等への貸

⁽¹²⁾ 図書のデータベース化… 図書にバーコードラベルを貼付し、書誌データと一致させ、データベース化して管理することで、貸出・返却・検索等が円滑に行える。作業の効率化のみならず、子どもの図書室への関心を高める効果が見込まれる。

出図書の配送サービスを学校司書と連携し、継続して実施します。

海南 nobinos においては、乳児用の遊び場や遊具、特徴的な閲覧スペース等、従来の図書館のイメージにとらわれない整備を行っています。図書以外の目的であっても、まずは施設に来ていただき、そこで興味のある本に出会い、本を手にとるといった「図書館への入口」として位置づけ、イベントを実施した際には、そのイベントに関連した本を会場に配置する等、本に興味を持っていただけるよう「図書に触れる機会」の創出を図ります。

その一つとして、海南 nobinos では、令和 7 年 6 月から運用を開始した移動図書館車「かいなんノビノス号」で、こども食堂等へ出張図書館として出向き、絵本の読み聞かせや本の貸出を実施することで、読書の機会を提供します。

また、両図書館においては、子どもが読書の楽しさを知り、本から様々な知識を得ることができるように、様々な分野において子どもの読書意欲が高まるような発達段階に応じた蔵書の充実に努めていきます。

地域の保育所(園)・こども園・幼稚園・学校・学童保育施設・地区公民館・児童館等の施設との連携や協力体制をさらに強化します。団体貸出等による資料の支援を進め、施設見学等で来館された時は、図書館職員の読み聞かせを積極的に実施し、多様な本と出会う機会を創ることに努めます。

また、特に読書離れが進みがちな中学生・高校生に対しては、その興味・関心を考慮した蔵書構築や紹介を行うとともに、ヤングアダルト⁽¹³⁾ 向けの図書の充実、コーナー設置に努める等、子どもの読書意欲を向上させる整備を行います。

(2) 図書室等の整備・充実

学校においては、児童生徒の豊かな読書活動を充実させるため、図書室の整備が大切です。それには、各教科の授業の内容に関連した「調べ学習」に役立つ本と読書の楽しさが広がる本の両面における充実を図ることが求められます。また、必要に応じて図書館からの団体貸出等を活用することにより、効率的に幅広い本の提供を行えるよう連携を図ります。

さらに、学校で購入した図書を近隣の学校同士でローテーションし、他の学校の本も読めるようにし、子どもたちがより多くの図書に触れられるようにします。

また、市内全ての学校において、学校司書による巡回を行い、各学校との情報共有を図るとともに、図書館と連携を取りながら、子どもの多様な読書活動や学習に応えるためのレファレンスサービスや図書情報の提供、読み聞かせやブックトーク、ビブリオバトルの実施、授業での子どもの作品づくりや資料制作等の支援を充実させる等、子どもたちの読書意欲が高まるように工夫します。

⁽¹³⁾ ヤングアダルト… おおむね 12 歳から 18 歳までの中学生・高校生世代の利用者に対して公共図書館が使用する言葉。YA と略す。

5 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

子どもの読書活動を推進していくためには、保護者をはじめとする周りの大人達に対しての啓発も必要です。日常的に子どもが通う保育所(園)・こども園・幼稚園、小・中学校等において、お知らせの配布や保護者会での説明を行い、読書活動が子どもたちの成長に重要な役割を持つことを理解してもらうとともに、周りの大人達も一緒になって読書に親しめるような取組を推進していきます。

【資料】

(資料1)

子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成十三年十二月十二日法律第百五十四号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る

ため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。
(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。
(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。
(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

(資料2)

和歌山県こどもの読書活動推進計画（第五次）（抜粋）

令和6年8月

基本方針

国の基本方針である「不読率の低減」、「多様な子どもたちの読書機会の確保」、「デジタル社会に対応した読書環境の整備」、「子どもの視点に立った読書環境の推進」と本県の第四次推進計画期間における成果と課題を踏まえ、こどもの読書活動推進を目指し、次の4点を基本方針として取り組みます。

(1) 多様なこどものニーズに対応した取組の推進

特別支援学校や小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒は増加しています。また、日本語を母語としない児童生徒、特定の分野に特異な才能のある児童生徒、相対的貧困状態にある児童生徒等も一定程度存在しています。そのため、多様なこどものニーズに応じて、全てのこどもの可能性を引き出すための読書環境を整備することが求められています。

県教育委員会では、令和5年4月から和歌山県読書バリアフリー推進計画を施行しており、県立図書館では、令和4年度末時点で2,304タイトルのバリアフリー書籍を整備していますが、当該計画も踏まえた上で、さらに充実させる必要があります。

(2) こどもが読書に親しむための環境の充実

家庭において、こどもが本と出会い、本に親しむ環境をつくるためには、大人による読み聞かせ等をとおしてこどもが本と親しむ場を積極的に提供していく必要があります。こどもがそれぞれに好きな本を選択し、好きな時間に、好きな場所で、主体的に読書活動が行えるようアンケート等の様々な方法でこどもの意見を聴取する機会を確保し、多様なこどもの意見を取組に反映させる等、こどもの視点に立った読書活動を推進します。

公立図書館においては、こどもや保護者が本に関心をもち、親しむ機会を多く持つよう、読書環境を整備することが求められています。

学校においては、学校図書館に関するオリエンテーション等を積極的に行い、「読書センター」及び「学習・情報センター」として機能させることで、学校教育の中核としての役割を果たす必要があります。

(3) こどもの読書に関わる人の育成

こどもが本と出会い、本の楽しみを知るためには、こどもと本を繋ぐ人の役割が大

変重要です。

そのため、専門性を持った人材による図書館資料の選書や図書館環境の整備、読み聞かせ会等の読書活動を推進する取組を行うことが求められ、公立図書館においては司書及び司書補、学校図書館においては学校司書及び司書教諭の配置が望まれます。

さらに、保護者への読み聞かせ等の大切さについての理解促進、教職員やボランティア等への研修会等を通じた資質向上に取り組む必要があります。

(4) こどもの読書環境のデジタル化推進

学校においては、GIGA スクール構想の進展によって、個別最適な学びの一体的な充実が図られています。

図書館を含む社会教育施設では、デジタル技術を活用することで、地域の教育力や国民のデジタルリテラシー向上に貢献していくことが求められています。

このような状況を踏まえて、こどもたちの発達段階等に配慮しながら、多様なこどもたちの読書機会を確保するため電子書籍等を整備し、学校図書館や公立図書館のデジタルトランスフォーメーションを進める必要があります。